

- 従業員であった方の事案であって、本人が保有する給与明細書等や雇用保険の記録等により勤務や給与の実態が確認できる場合や、前記3条件全てに該当する約6.9万件について一定の条件を満たす場合については、第三者委員会に送付することなく、社会保険事務所において記録回復を行うこととした。

※ 社会保険事務所における記録回復の状況(21年12月28日現在(速報値)) 715件
(うち、約2万件の戸別訪問の対象者 522件^(*))

* 約2万件の戸別訪問において、従業員事案で「記録が事実と相違あり」かつ「記録訂正の意思あり」との回答があった件数:1,535件
(21年3月31日までの訪問実施分)

- 社会保険事務所段階で記録回復を行った事案等について、同一事業所に同一時期に勤務していた被保険者であって、同様の遡及訂正が行われている「同僚被保険者」が確認できた場合は、本人に確認のうえ、従業員事案であるものについて、包括的に記録回復を行うこととした。

* 21年7月31日までに社会保険事務所段階で記録回復を行った事案については、「同僚被保険者」として約4,700件が把握されており、こうした事案について今後さらに社会保険事務所から本人に対して文書による連絡を行うこと等を通じて確認作業を行い、記録回復を進める。

- 約2万件の戸別訪問において事務所職員の関与を窺わせるような内容の回答があった事案(1,335件)について、21年12月までに職員の関与に関する調査を行い、4件の事案について不適正な遡及訂正処理への職員の関与があったことが確認された。

* 関与が明らかになった職員(既に退職している1名を除く3名)に対しては、処分が行われている。

今後の対応

- 21年4月から送付している「ねんきん定期便」^(※)や21年12月に送付を開始した厚生年金受給者等への標準報酬月額等のお知らせ「厚生年金加入記録のお知らせ(受給者等)」^(※)などを通じて、本人による記録確認を進めるとともに、前記3条件のそれぞれに該当する記録や資格喪失日の遡及訂正処理についてのサンプル調査等を行う。

(※)前記3条件のいずれかに該当する方(延べ約144万件)については、注意喚起を行う文書を同封(約2万件の戸別訪問の対象者を除く。)

- こうした取組みを通じて、さらに社会保険事務所段階での記録回復や「同僚被保険者」への確認作業等に取り組み、被害者救済を進める。

国民年金の特殊台帳等とコンピュータ記録の突合せの実施状況について

1 国民年金の特殊台帳等とコンピュータ記録の突合せの実施状況

- (1) 国民年金特殊台帳等として保有している3,096万件の記録全数について、平成20年5月からコンピュータ記録との突合せを実施。
- (2) 平成21年11月末時点において、3,096万件のうち、3,033万件(98%)の突合せを完了。

※ 特殊台帳とは、国民年金の被保険者台帳のうち、年度内の一部の期間に未納や免除などがある者の記録を記載した台帳であり、社会保険事務所でマイクロフィルム化して保管している。また、特殊台帳以外に、全ての期間が通常の納付方法により行われている記録や年度内の全ての期間が免除されている記録などが記載されている台帳(普通台帳)が約870万件あり、社会保険事務所においてマイクロフィルム及び紙媒体で保管している。

2 突合せの結果

- (1) 上記(1)の3,033万件のうち、国民年金特殊台帳の記録とコンピュータのオンライン記録が一致しないものが24万件(0.8%)あった。

国民年金特殊台帳等とオンライン記録が一致しないもの		
	① オンライン上の納付記録(納付、免除)が異なっているもので、記録訂正により納付記録が増えるもの ※1	② 氏名、生年月日、性別、資格取得・喪失日の一部が異なっているもの ※1
236,255件 (0.8%)	180,398件 ※2 (0.6%) うち、年金額が増額となる受給者 70,230件 (0.2%)	58,972件 (0.2%)

(備考) 括弧内の数字は、3,033万件に対する割合である。

※1 ①と②は、重複しているものがある。

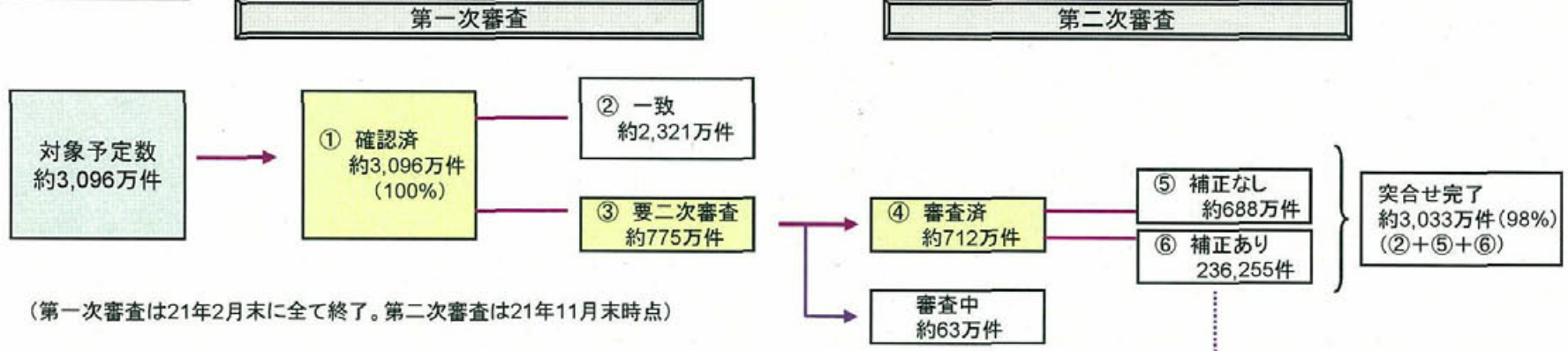
※2 納付記録が増えるもの(180,398件)には、現役加入者や、年金額に影響のない障害基礎年金受給者等の記録を含む。

(2) 年金受給者の年金額の増額の状況(年額)

平均 14,571円(納付8.3月、免除1.6月)
 最高 346,544円(納付210月)
 最低 550円(免除1月)

国民年金特殊台帳とコンピュータ記録との突合せの進捗状況 (21年11月末現在)

突合せ作業



突合せ後の後処理

